

令和 2 年 5 月 1 4 日
市民環境常任委員会資料
産業地域振興部市民課

マイナンバーの通知カードの廃止について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」が令和元年 5 月 3 1 日に一部改正され、マイナンバーの通知カードは廃止されることとなります。

改正法が、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において施行されることから、本市におきましても、改正の趣旨を踏まえ、関係条例を改正する予定としています。

1. 改正法施行後のマイナンバーの通知等

マイナンバーの通知は、マイナンバー、氏名、生年月日等を記載した個人番号通知書によって行います。

通知カードについては、新規交付及び再交付、氏名、住所等に変更が生じた際の記載の変更を行いません。

2. 今後の予定

令和 2 年 6 月定例会に、宇治市手数料条例の通知カードの再交付手数料にかかる規定を削除する改正案を提出する予定です。